

富士見市いじめ防止条例（案）の解説

私たちのまち富士見市は、昭和41年9月、全国初の宣言である「富士見町人間尊重宣言」を制定しました。この宣言にうたわれている「自分を大切にするとともに他人を尊重しよう」という言葉は、富士見市のまちづくりにおける基本精神です。

私たちは、この精神に則り、子どもが互いを尊重し、思いやり、健やかに成長することを願うものであり、子どもの心身を深く傷つけるいじめを許すことはできません。

そのために、私たちは、いじめの防止等にその力を結集し、子どもが安心して学び、人とつながり、伸び伸びと成長できる豊かな環境を整えなければなりません。

私たちは、ここに、いじめのない、子どもの笑顔あふれる富士見市を実現するため、この条例を制定します。

【解説】

昭和41年に制定した「人間尊重宣言」は今から半世紀前の宣言ですが、昭和57年に制定した「富士見市民憲章」においても「なによりも、人の心といのちをたいせつにするまちをつくりましょう」と定めています。そして現在の富士見市総合計画である第5次基本構想におけるまちづくりの基本理念では「人間尊重と市民生活優先のまちづくり」と定め、「人間尊重」の精神は50年を経てなお、私たち富士見市に綿々と受け継がれています。この精神に反する「いじめ」は絶対に許されるものではありません。子どもが安心して伸び伸びと社会生活を送れるよう、いじめを学校だけの問題にすることなく、市全体で総力を結集し、いじめの防止等に取り組み、いじめのない、子どもの笑顔あふれる富士見市を実現するため、この条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づくいじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、市、市立学校、市立学校の教職員及び保護者の責務並びに子ども及び市民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する基本的事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進することを目的とする

【解 説】

平成25年に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、それぞれの責務や役割を明確にするとともに、いじめの防止等に関する基本的事項を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 子ども 次号に規定する学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (5) 市立学校 富士見市立学校設置条例（昭和43年条例第31号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (7) 市民等 市内に居住し、在勤し、又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、児童相談所その他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。
- (9) 重大事態 次のいずれかに該当するに至った事態をいう。
 - ア いじめにより市立学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められること。
 - イ いじめにより市立学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められること。

【解 説】

この条例における用語を定義しています。

(1) いじめ

「当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの」とは、第3者の判断ではなく、いじめを受けた子どもの主観的判断に基づくものです。

(9) 重大事態

ア、イについて、国基本方針において以下のように説明しています。

ア「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などが想定されます。

イ「相当の期間」とは

年間30日を目安とします。しかし児童生徒が一定期間連続して欠席している場合も含まれます。

市内に居住し、市外の私立学校等に在籍している場合^{※1}や、富士見市ふじみ野西の一部、勝瀬の一部に居住し、ふじみ野市立大井小学校、大井中学校に在籍している場合^{※2}は、重大事態への対応は、下記のとおりとなります。

※1 私立学校等に在籍している場合の対応は、法第31条の規定によりそれぞれの学校や学校の設置者と学校が所在する都道府県となります。

※2 富士見市ふじみ野西の一部、勝瀬の一部に居住し、ふじみ野市立大井小学校、大井中学校に在籍している場合の対応は、各学校とふじみ野市となります。

(法第31条)

学校法人（私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての子どもに関わる問題であることに鑑み、子どもが尊重し合い、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、及び他の子どもに対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめを絶対に許さないという決意の下、子どもが主体的にいじめの問題を克服することができる力の育成を目指して行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身の保護を何よりも優先するものとし、市、市立学校、保護者、市民等及び関係機関等が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【解 説】

いじめの防止等のための対策について、基本的な考え方を3つの項目にわたって基本理念として定めています。

第1項における「学校の内外を問わず」とは、学校や塾、習い事、地域での活動等、子どもが一定の人間関係にあるすべての場を指します。

第2項における「子どもが主体的にいじめの問題を克服することができる力の育成」とは、子どもが、いじめをしない、させない、見て見ぬふりをしないということを実行し、自分たちの力でいじめの根絶を目指す子どもを育てるということです。

第3項における「いじめの問題を克服すること」とは、いじめの根絶だけでなく、子どもの健全な人間関係づくりを目指すものです。

(市の責務)

第4条 市は、市立学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を策定し、及び実施しなければならない。

【解 説】

市の責務を定めています。ここでいう市とは市長部局のみではなく、教育委員会等すべての部局を含むもので本市の自治体としての全体を指します。具体的には、市で策定する「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策に総合的に取り組めます。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第5条 市立学校及び市立学校の教職員は、当該学校に在籍する子どもの保護者、地域住民及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。

2 市立学校及び市立学校の教職員は、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

3 市立学校及び市立学校の教職員は、当該学校に在籍する子ども及びその保護者が安心して相談することができる環境を整えなければならない。

【解 説】

市立学校と市立学校の教職員の責務を定めています。市立学校と市立学校の教職員の責務としては①視野を広げ、子どもの様子等に注意し、保護者、地域住民や関係機関等と連携しながら、いじめの防止と早期発見に取り組む責任 ②子どもがいじめを受けていると思われるなど、その様子の変化に気づいたときは、適切かつ迅速に対処する責任 ③些細なことでも、子どもと保護者が安心して相談できる環境を整備する責任を定めています。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任があることを認識し、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを理解させるよう努めなければならない。

2 保護者は、子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切にいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めなければならない。

【解 説】

保護者の責務を定めています。保護者の責務としては①子どもに対し、いじめをしない、させない、見て見ぬふりをしないことを教える責任 ②子どもがいじめを受け

ていると思われるときは、子どもに寄り添い、保護を優先する責任 ③保護者自らが市や学校が行ういじめの防止等のための対策に協力し、いじめ問題の克服に取り組む責任を定めています。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、互いの違いを認め、思いやり、及び支え合うよう努めるものとする。

【解 説】

いじめを克服するための子どもの役割を、「人間尊重宣言」の精神に基づき、子ども自身が互いの違いを認め、思いやり、支え合うことで絆を深め、健全な人間関係を築くものとして定めています。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

3 市民等は、市、学校又は関係機関等が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

【解 説】

市民等（市内に居住、在勤、在学する方、または市内で事業活動を行う個人、企業及び団体）の役割を定めています。市民等の役割として、①地域での子どもに関心を持ち、見守るとともに、子どもが安心して過ごすための環境づくりに協力 ②いじめを発見（疑いを含む）した場合には市や学校、関係機関等への情報提供の協力 ③市、学校又は関係機関等が実施する事業等に協力をお願いするものです。

(財政上の措置)

第9条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

市は、この条例の定めるいじめの防止等のための基本理念や基本的事項を踏まえ、これらを具現化するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めています。

(いじめ防止基本方針の策定等)

第10条 市は、法第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市は、いじめ防止基本方針の策定又は見直しを行ったときは、これを公表するものとする。

【解説】

市は、法及び条例制定の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「富士見市いじめ防止基本方針」を策定します。

(法第12条)

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針の策定等)

第11条 市立学校は、法第13条の規定により、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市立学校は、学校いじめ防止基本方針の策定又は見直しを行ったときは、これを公表するものとする。

【解説】

市立学校においては、法及び本条例及び第10条により策定する「富士見市いじめ防止基本方針」を踏まえ、また、各学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

(法第13条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(富士見市いじめ問題対策連絡協議会等)

第12条 市は、法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、富士見市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 前2項の規定を踏まえ、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめ防止基本方針に基づく市におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、富士見市いじめのない学校づくり委員会（以下「学校づくり委員会」という。）を置く。

4 前項に定めるもののほか、学校づくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解 説】

市の附属機関として「富士見市いじめ問題対策連絡協議会」を、教育委員会の附属機関として「富士見市いじめのない学校づくり委員会」を設置します。具体的な組織及び運営に関し必要な事項はそれぞれ別に条例を制定します。

(法第14条第1項)

地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(法第14条第3項)

前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(重大事態への対処)

第13条 教育委員会又は市立学校は、重大事態が発生した場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明らかにするため、教育委員会が調査を行う場合にあつては学校づくり委員会において、市立学校が調査を行う場合にあつては法第22条の規定により設置された組織において調査を行うものとする。

2 前項の規定による調査が行われたときは、その結果を、教育委員会が行った場合にあつては市長に、市立学校が行った場合にあつては教育委員会を通じて市長に報告するものとする。

【解説】

重大事態が発生した場合には、法第28条に基づき対処するとともに、事実関係を明らかにするための調査機関を設置します。教育委員会が調査する場合には第12条第3項に定める「富士見市いじめのない学校づくり委員会」において調査します。学校において調査する場合には、法第22条の規定により設置された組織「いじめ防止対策委員会」において調査します。

(法第28条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(法第22条)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(富士見市いじめ調査委員会)

第14条 市長は、前条第2項の報告を受けた場合における当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、法第30条第2項の規定により、富士見市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

市長が、前条の重大事態の調査結果の報告を受けた場合に、重大事態への対処または同種の事態の発生防止のため必要があると認めた時に、再調査をするための附属機関について定めています。

(法第30条第2項)

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(調査の結果報告)

第15条 市長は、前条第1項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

【解説】

富士見市いじめ調査委員会で重大事態に対する再調査をした場合には、法第30条第3項の定めにより、その結果を議会に報告します。

(法第30条第3項)

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(調査の結果を踏まえた措置等)

第16条 市長及び教育委員会は、第14条第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

重大事態が万が一起きてしまった場合の対処及び発生防止に向けて必要な措置を講じていきます。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。